

Supporter News

消費者被害防止サポーターの活動に期待しています

(以下サポーターといいます)



埼玉県マスコット
さいたまっち・コバトン

埼玉県県民生活部消費生活課 築地 良和 課長



消費者被害防止サポーターの皆様には、日頃より様々な消費者被害の防止活動に御協力いただき深く感謝申し上げます。

令和7年度上半期の県消費生活相談件数は前年度同期に比べ、12.2%増と深刻な状況が続いております。サポーターの皆様におかれましては、身近な方への声掛けから自治体と連携した啓発活動の実施など、消費者被害を防止する地域での様々な活動に引き続き積極的に御協力賜りますようお願い申し上げます。

埼玉消費者被害をなくす会 池本 誠司 理事長



サポーターの皆様に参加となる情報です。消費者庁は、高齢者見守りネットワークの全国版として、「全国消費者見守りネットワーク連絡協議会」を年1回開催し、消費者行政部門と高齢者福祉部門だけでなく、消費者団体、婦人団体、民間企業団体など多様な関係者が参加して、見守り活動の推進に向けた情報交換を行っています。県内で設置されている消費者安全確保地域協議会に地域の消費者団体・サポーター団体が参加することを目指したいと思っております。

消費者被害防止サポーターのこれまで

令和7年度 サポーターは1,172人になりました。(令和8年3月4日現在)



平成21年に埼玉県消費生活課がサポーター養成講座を開始し、平成28年より埼玉消費者被害をなくす会が委託事業としてサポーター養成講座(令和6年よりサポーター基礎講座に名称変更)を実施してきました。また福祉見守り担当者講座(令和6年より地域見守り担当者講座)では、消費者行政だけでなく、福祉部門の行政職員や福祉に関連した方々にも受講者を広げて、サポーター活動の周知をしてきました。

サポーターは平成28年の281人から現在1,172人となりました。

皆さんがサポーターとして、消費者被害を知り、地域で被害の情報を知らせ、消費生活センターの機能、役割を伝えることが重要です。

受け取った消費者被害の情報を、ご家族やご近所の方などに伝えていただくことは、

身近な方が消費者被害に遭わないようにするためのとても大切な活動です。

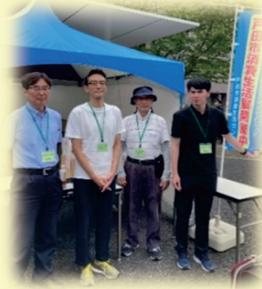
今回同封しました、埼玉県発行の「高齢者を守るお助けかわらばん」もご一読いただき、ぜひ皆さんの周りにお伝えください。



令和7年度
消費者被害防止の取組や学習などの様子



☆熊谷市



☆戸田市



☆草加市



☆加須市



☆東松山市



☆白岡市



☆秩父市



☆上尾市



☆伊奈町



☆春日部市



☆幸手市



☆鴻巣市



☆戸田市



☆さいたま市

サポーターのみなさん、自治体のみなさん、
なくす会推進員も活動に参加させていただきありがとうございました。

多様な場で啓発の活動をしています



☆朝霞市サロン



☆越谷市生協助け合いの会



☆本庄市 商業施設前



☆飯能市納涼まつり2025



☆熊谷市 農業祭



なくす会ホームページ「**自治体・消費者被害防止サポーターの情報発信広場**」にサポーターから寄せられた活動の様子を掲載しています。サポーターのみなさんの自主的な活動や自治体の消費者展、消費生活講座など、上記 QR コードからもぜひご覧ください。

消費者被害防止サポーター活動※アンケートまとめ ※令和6年度活動状況

令和7年10月時点、1,103人のサポーターに送付し、231人よりご回答いただきました。アンケートの内容を一部紹介します。

【活動報告】

- ・町会行事などの集まりなどで消費者被害、詐欺被害などの情報をお知らせしました。
- ・高齢者のサロン、消費者被害防止のミニ講話・3択クイズの後に188体操を参加者全員で行った。
- ・認知症カフェ等の高齢者の集まりの場で詐欺被害防止の啓発を行った。
- ・お助けかわらばんを活用しました。(多数)

【サポーター通信別紙①②お断り啓発グッズの活用】

- ・「電話機や玄関に貼ってね」とお助けかわらばんを見せながら渡しました。
- ・体操の仲間とシートを切る作業をしながら、消費者被害を話題に配布しました。

【今後の要望】

- ・消費者被害防止サポーターのCMを作成し放送する。
- ・持ち歩けるような啓発グッズ(ボールペン、ファイル、ふせんなど)を作成してほしい。
- ・SNSなどからの消費者被害の情報提供を進める。

他、たくさんの活動、声を寄せていただきました。みなさんのご意見等は自治体に伝えていきます。ご協力ありがとうございました。



最新の消費者被害を知って、情報を更新しましょう

サポーターフォローアップ研修で、最新の消費者トラブル事例を学び、インターネット通販トラブル・点検商法等について学びました。何度も耳にしていると思いますが、手口を改めて確認したうえで、周りの人に伝えて注意喚起し、あわせて見守り活動に生かしていきましょう。

埼玉県消費生活支援センターが発行する、「令和7年度上半期の消費生活相談の概況」からも上記トラブルが増加していることが読み取れます。今回、サポーターニュース第27号に同封していますので、あわせてお読みください。

【インターネット通販での定期購入】

サポーターフォローアップ研修テキストより抜粋

定期購入でよくあるトラブル - 表示の問題点 -

低価格、1回だけと思わせるワード
「お試し」、「モニター」、「〇〇コース限定」

注文ボタンを押すと、注文入力画面にジャンプするので、条件を見落としがち

一見、「定期購入ではない」と思わせるワード

初めから利用規約にチェックが入っている

人気モデル●●も愛用●●
節約はげしげ!
●●コース限定100名!
通常価格7,980円がモニター限定
初回 **500円** (送料無料)
2回目以降は定価6,600円 3,200円

注文はコチラ!

定期縛りなし!
※4日以上購入が義務です。
※1回2回限定です。
※4回目以降は通常価格6,600円(送料別)です。

注文入力画面
氏名 住所 電話番号

利用規約に同意する

確認画面へ

ドラマ・漫画で惹きつける
長過ぎるページ・繰り返される契約条件に飽きて、見ずにスクロール

何でもスクロールしないとサイト全体を把握できない

でも「私は1本でやめた」など、都合の良い言葉は目に飛び込んてくる

確認画面

ご注文内容
●●コース 500円
数量 1個 (送料無料)
500円

初回の金額のみ表示

お客様情報
氏名 ○田○子 様
住所 埼玉県川口市...

注文確定
※4日以上購入が義務です。
※1回2回限定です。
※4回目以降は通常価格6,600円(送料別)です。

定期購入の条件に気が付きにくい

出典:埼玉県消費生活支援センターHP

広告、注文内容の最終確認画面のスクリーンショットは必須です

CASE 1: 定期購入と気づいていなかった



CASE 2: 定期購入とは知っていたが解約できない

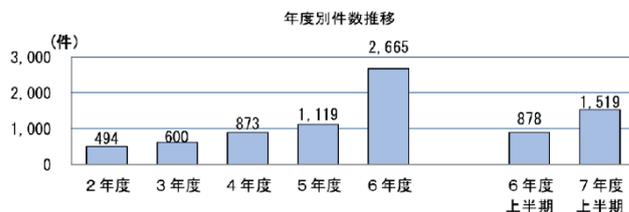


CASE 3: 契約内容が変更されてる!?



【点検商法】「令和7年度上半期の消費生活相談の概況」より抜粋

業者の訪問をきっかけに商品やサービスを契約させられる「点検商法」に関する相談が増加しています。7年度上半期の相談件数は1,519件で、6年度同期の878件と比べ、73%増加しました。



このうち、分電盤に関する相談は、454件で6年度同期の82件と比べ約5.5倍でした。

発行者: 適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com http://saitama-higainakusukai.or.jp/

埼玉消費者被害をなくす会は、埼玉県から「消費者被害防止サポーター育成・活動支援事業」の委託を受けています。